

事業主
の皆さま

12月 以降の届出は

住民票上の住所 の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、今後ご提出いただく「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください。

☑ 『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です

12月以降、加入者の住所(住民票上の住所)について変更があった際は、「住所変更届」で届け出てください。
また、旧様式の書類においても、住所は住民票に記載の住所にてご提出ください。



各種届書の様式変更により記載方法が変わります

例 資格取得届

住所欄には、住民票に記載された住所をご記載ください。

電子媒体

4.5.2 資格取得届・70歳以上被用者該当届データレコード(健康保険組合提出)

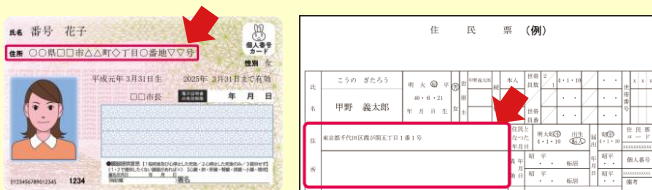
項番29~32の【親番号(郵便番号)】、【子番号(郵便番号)】、【被保険者住所(カナ)】、【被保険者住所(漢字)】については住民票上の住所を入力します。

⚠ 「被扶養者異動届」も同様に「住所」欄の記載方法が変わりますのでご注意ください
『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』のいずれかが記載されている場合に、受付をさせていただきます(記入漏れがあった場合には返戻させていただきます場合があります)。

住民票上の住所はココを確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



なお、マイナンバーの提出が遅延している場合には、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。